（削る）

（密輸対策官）

第七百三十四条の七　関東信越厚生局の密輸対策課に密輸対策官三人、近畿厚生局の密輸対策課に密輸対策官二人を置く。

2　密輸対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の捜査に関する事務を行う。

（四国厚生支局の所掌事務）

第七百三十八条　四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号、第二号、第二号の五、第三号、第三号の二、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号（生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十四号まで、第七十一号、第七十五号、第七十七号から第八十二号まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十条の二第三号及び第四号、第七百十条の二の四、第七百十条の二の五並びに第七百十条の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一～四　（略）

（健康福祉課の所掌事務）

第七百四十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

一の二　災害時における医療の確保の支援に関すること。

二　（略）

2　密輸対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（不法輸入及び不法輸出並びに国外犯に係るものに限る。）の捜査に関する事務を行う。

（新設）

（四国厚生支局の所掌事務）

第七百三十八条　四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号、第二号、第三号、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号（生活保護法第五十条第一項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十四号まで、第七十一号、第七十五号、第七十七号から第八十二号まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十条の二第三号及び第四号、第七百十条の二の四、第七百十条の二の五並びに第七百十条の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一～四　（略）

（健康福祉課の所掌事務）

第七百四十二条　健康福祉課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

（新設）

二　（略）

二の二　医療法第五条の二の規定による医師の確保を特に図るべき区域で勤務した医師の認定に関すること。

三～三十四　（略）

（九州厚生局沖縄麻薬取締支所の所掌事務）

第七百五十二条　九州厚生局沖縄麻薬取締支所は、九州厚生局の所掌事務（麻薬取締部の所掌に属するもの並びに第七百十四条第一項第九号及び第十一号から第十三号までに掲げるもの（輸入に係るものに限る。）に限る。）のうち、沖縄県の区域に係るものを分掌する。

（薬事監視専門官）

第七百五十五条　薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条第一項第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（輸入に係るものに限る。）を行う。

（雇用環境・均等部の所掌事務）

第七百六十条の二　雇用環境・均等部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一　（略）

十二　短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に関すること。

十三～十六　（略）

（企画課の所掌事務）

第七百七十六条の二　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

十一　短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に関する事務の企画及び立案に関すること。

十二～十六　（略）

（指導課の所掌事務）

第七百七十六条の三　指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　短時間労働者及び有期雇用労働者の福祉の増進に関する事務の実施に関すること。

九～十二　（略）

（新設）

三～三十四　（略）

（九州厚生局沖縄麻薬取締支所の所掌事務）

第七百五十二条　九州厚生局沖縄麻薬取締支所は、九州厚生局の所掌事務（麻薬取締部の所掌に属するもの並びに第七百十四条第九号及び第十一号から第十三号までに掲げるもの（輸入に係るものに限る。）に限る。）のうち、沖縄県の区域に係るものを分掌する。

（薬事監視専門官）

第七百五十五条　薬事監視専門官は、命を受けて、第七百十四条第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（輸入に係るものに限る。）を行う。

（雇用環境・均等部の所掌事務）

第七百六十条の二　雇用環境・均等部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十一　（略）

十二　短時間労働者の福祉の増進に関すること。

十三～十六　（略）

（企画課の所掌事務）

第七百七十六条の二　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

十一　短時間労働者の福祉の増進に関する事務の企画及び立案に関すること。

十二～十六　（略）

（指導課の所掌事務）

第七百七十六条の三　指導課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　短時間労働者の福祉の増進に関する事務の実施に関すること。

九～十二　（略）